

向日市制施行50周年キャッチコピーの使用に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、個人、法人又は団体が向日市制施行50周年キャッチコピー（以下「キャッチコピー」という。）を使用する場合の手続その他の取扱に関して、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領においてキャッチコピーとは、市長が別に定める向日市制施行50周年キャッチコピー使用マニュアル（以下「マニュアル」という。）に規定するものとする。

(使用対象)

第3条 キャッチコピーは、向日市制施行50周年を祝い、市内外に対し、市の魅力発信に寄与する商品、包装、関連イベント等（以下「商品等」という。）に使用できるものとする。

(キャッチコピーの権利)

第4条 キャッチコピーの一切の著作権及びそれに付随する権利は、市に帰属する。

(使用の申請)

第5条 キャッチコピーを使用する者（以下「使用者」という。）は、向日市制施行50周年キャッチコピー使用承認申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の申請を省略することができる。

- (1) 国又は地方公共団体が使用する場合
- (2) 報道機関が報道の目的に使用する場合
- (3) その他市長が特別に認めた場合

(使用の承認)

第6条 市長は、前条の規定による申請書を受理した場合は申請内容を速やかに審査し、承認することと決定したときは、申請者に通知するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、承認しないものとする。

- (1) 市の信用又は品位を害し、又は害するおそれがある場合
- (2) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがある場合
- (3) 特定の政治、宗教、思想等に関する場合、又は関するおそれがある場合
- (4) 自己の信用を高めるために利用し、又は利用するおそれがある場合
- (5) 自己の商標、意匠その他これに類するものとして利用し、又は利用するおそれがある場合
- (6) その他使用することが不適切と認められる場合

(完成品の提出)

第7条 使用者は前条の規定による許可書の交付を受けたときは、承認に関わる物件等の成果物を速やかに1部提出しなければならない。ただし、完成品の提出が困難と認めら

れるものについては、その写真（電子データ可）の提出をもって代えることができる。

（使用上の遵守事項）

第8条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された内容にのみ使用し、市長が付した条件に従うこと。
- (2) 第三者にこれを譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) マニュアルに定めた色、縦横比、形等を正しく使用し、キャッチコピーの向きを変更して使用しないこと。また、他の図形や文字と重ねて使用しないこと。
- (4) 商標権及び意匠権等の知的財産権を取得しないこと。
- (5) 商品等への表示及び安全性に関する事項については、各種法律に基づき、使用者が全て責任を負うこと。
- (6) 商品等にキャッチコピーを使用する際にかかる費用は、使用者が負担すること。

（使用の期間及び目的の変更）

第9条 キャッチコピーの使用承認期間は、承認の日の翌日から令和5年3月31日までとし、使用者は、使用期間満了後、承認に関わる物件等の使用を速やかに終了しなければならない。

（使用承認の取消し）

第10条 市長は、使用者が、次の各号のいずれかに該当するときは、使用承認を取り消すものとする。

- (1) 第6条各号のいずれかに該当した場合
- (2) 第8条各号のいずれかに反した場合
- (3) 虚偽の内容により申請し、承認を得た場合
- (4) キャッチコピーを使用した商品等が、第三者に損害を与えた場合
- (5) その他市又は市制施行50周年に係る事業に支障を及ぼすと認められる場合

（損失補償等の責任）

第11条 前条の規定によりキャッチコピーの使用承認を取り消した場合、使用者に損害が生じても、市はその責めを負わない。

2 キャッチコピーを使用した商品等が第三者に対して損害又は損失を与えた場合でも、市はその責めを負わない。

（その他）

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

- 1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。